

1. 紛争鉱物規制

○米国において、DRコンゴで産出される4鉱種（錫、タンタル、タングステン、金）が武装勢力の資金源になることを阻止するため、ドッド・フランク法を制定。2012年8月、米SECが運用ルールを策定。

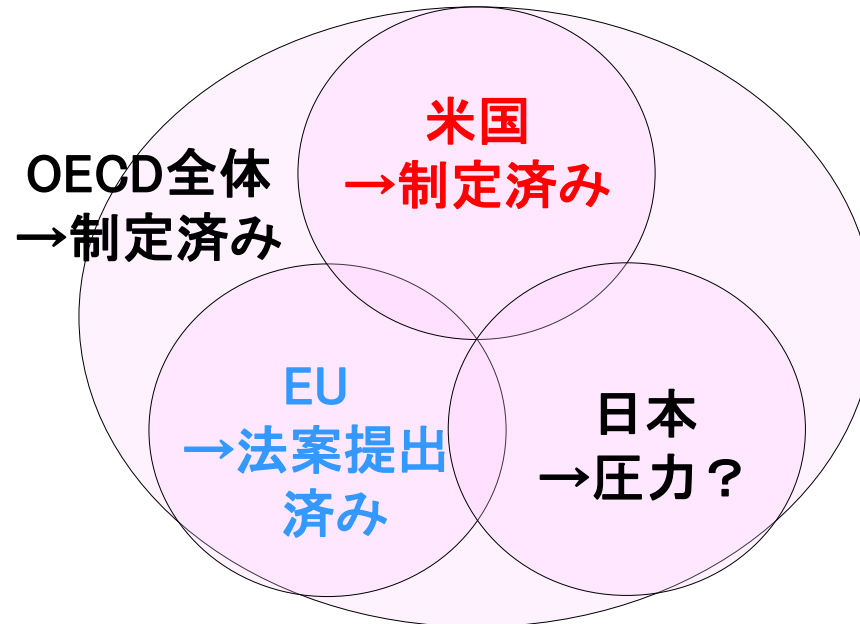
○OECDにおいて、同趣旨のDue Diligence Guidelineを制定。ただしボランタリーな対応。

○EUにおいて、2014年3月、紛争鉱物規制法案を公表。OECD同様ボランタリーな対応。紛争地域を特定していない。

○カナダにおいては、2014年9月、紛争鉱物規制法案が議会で否決。

※) 否決理由は、「アフリカ地域に汚名を着せて、太湖地域の人々を害するだけの官僚主義を作るものだ」との政府関係者のコメントあり。

1. 紛争鉱物規制(続き)

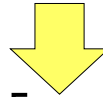


日系企業にも影響、注視が必要。

ただし米加独仏の足並みに乱れがあり、影響のスピードは未知数。

1. 紛争鉱物規制(続き)


本当に武装勢力の資金源に歯止めはかかっているか？

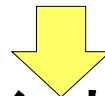


 ○2014年6月、米系コンサル会社は「DRコンゴの武装勢力が鉱山の主導権を手放しつつある、ドッド・フランク法が功を奏している」とレポート。

 ○DRコンゴの州政府等は、公式会合の場で事態は悪化している、とのコメント。

- DF法に期待していたが、武装勢力による実行支配は何ら変わっていない。
- むしろ、まじめな登録業者が“DRコンゴ産”というだけでどんどん職を失っている。
- 職を失った民衆は、より一層危険な仕事に流れている。
- 「コンフリクト・フリー」ではなく「コンゴ・フリー」になってしまった。

 ○2014年9月、70人以上の専門家、活動家、学者及び政治家が「紛争鉱物を除去しようとするスキームは実際には問題を助長している」との署名レターを公開。



制度の導入だけでなく、効果の検証も期待したい

EU発の規制・制度に要注意

2. 採取産業透明性イニシアティブ(EITI)

- 2013年6月13日、EUで「透明性ルール」が議会を通過。2015年から、世界のどこであっても非鉄金属を採取している欧州企業は、年間10万ユーロ以上の資源国政府への支払いについて、公表する義務が生じる。
- 2013年6月17日～18日、英国・北アイルランドでG8サミットが開催。「採取産業の透明性向上」について議論され、首脳コミュニケに反映。
- 2013年6月25日～26日、英国・ロンドンにて「アフリカーンドン鉱業サミット」が開催。「採取産業の透明性向上」について活発な議論が行われた。ロンドン警視庁も「汚職取り締まり」のブースを出展。



出典：2013年アフリカーンドン鉱業サミットより

EU発の規制・制度に要注意

2. 採取産業透明性イニシアティブ(EITI) (続き)

○2014年10月、スイス・ジュネーブの国連本部において、EITIを主題とした「鉱山開発と持続的発展に係る政府間フォーラム」が開催された。

○フォーラムへの参加者は前年比75%と急拡大し、EITIへの参加国も拡大。カナダが主導。2015年5月のベルリンサミットのホスト国であるドイツも積極的。



出典：2014年「鉱山開発と持続的発展に係る政府間フォーラムより

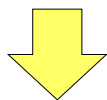
2. 採取産業透明性イニシアティブ (EITI) (続き)

○しかし、コーヒブレイクでの資源メジャー、鉱山会社のコメントは……

A氏: 採取産業透明性イニシアティブに大賛成だ。政府の規制ではないからだ。

B氏: 厳密にやっている企業なんてない。うまく対応するだけだ。

C氏: 賄賂の抜け道? 大昔からある。今議論する話ではない。



**真面目に取り組む
企業が不利に!**



出典: 2013年アフリカ・ロンドン鉱業サミットより

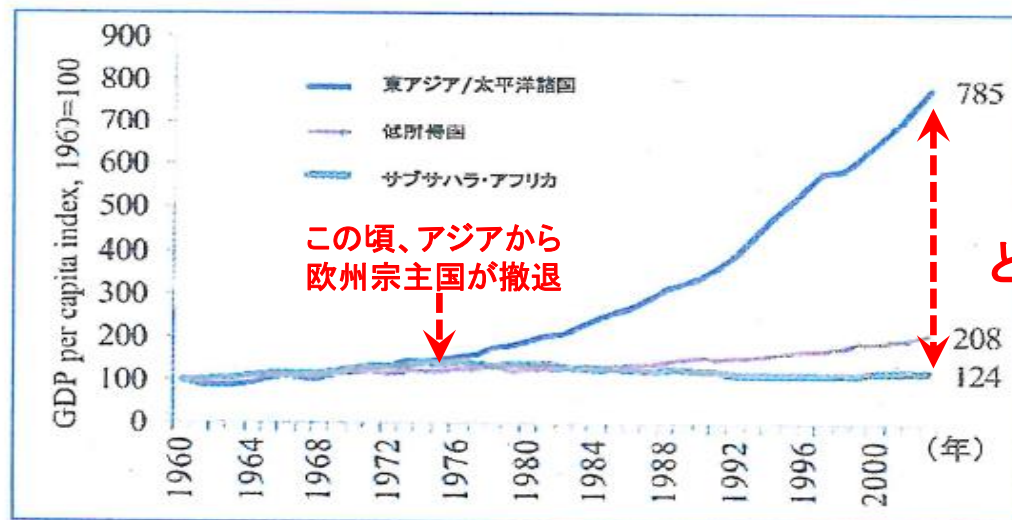
欧州旧宗主国の錬金術

○1960年以降の一人当たりGDPの推移をみると、サブサハラ・アフリカはほとんど成長していない。他方、東アジア/太平洋諸国は1970年台後半より急成長。

○欧州の旧宗主国が撤退した時期と重なる。

一人当たりGDP成長推移の比較 サブサハラ・アフリカ vs. 東アジア/太平洋諸国

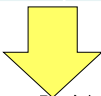
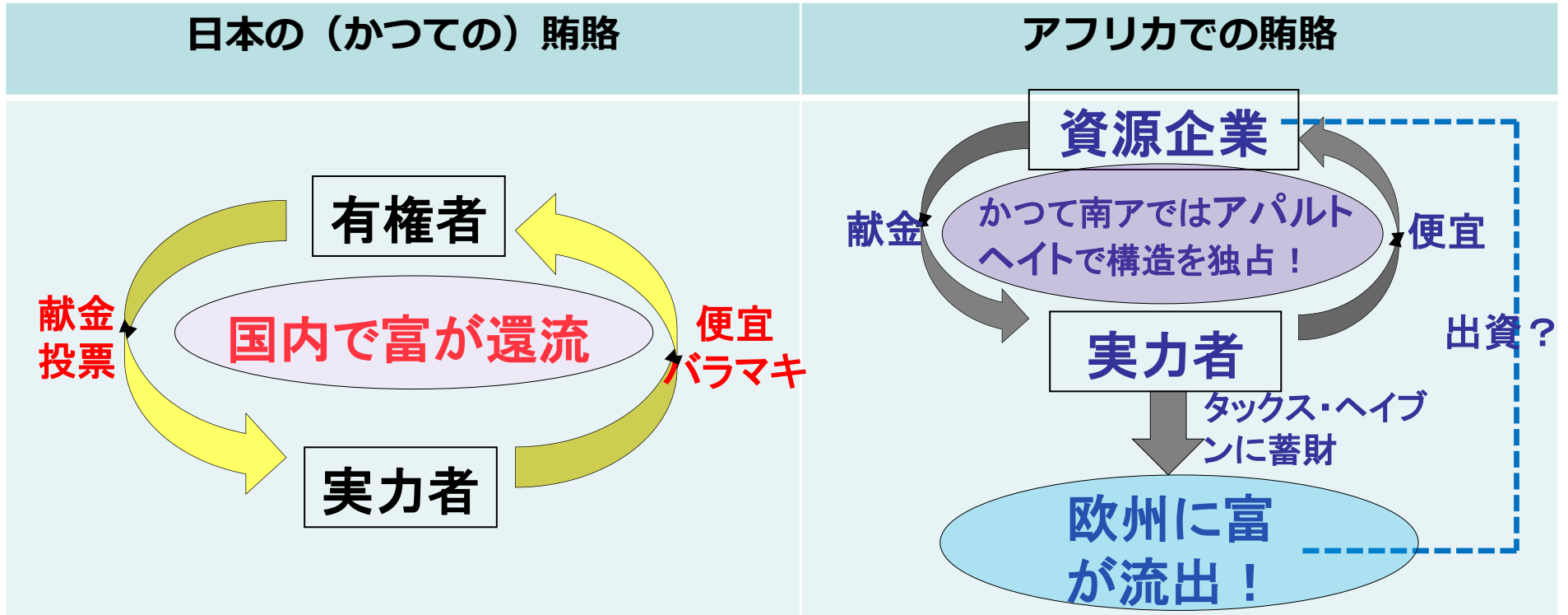
(一人当たりGDP, 1960年=100)



出所)小松啓一郎「新国際情勢かの地下資源と農業資源:日本・アフリカ関係へのインプリケーション」成城大学「経済研究」第187号掲載 (Benno Ndulu et al, Challenges of African Growth: opportunities, constraints and strategic directions, The World Bank, 2007 を修正)

欧州旧宗主国の錬金術

○日本のかつての汚職とアフリカでの汚職は構造が異なるのではないか？



贈収賄は犯罪です

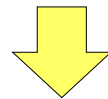
○アフリカにおける資源ナショナリズムは変質している。

【資源の呪い】

アフリカ各国には、資源が豊かなほど経済が豊かにならない、いわゆる「資源の呪い(resource curse)」の現状あり。民衆レベルでも「地下資源から十分な利益を享受していない」との思いが強い。

【アラブの春】

2010年以降、中東を中心に発生した民主化要求運動(アラブの春)はアフリカ大陸にも波及。民主的な選挙の試みが拡大。

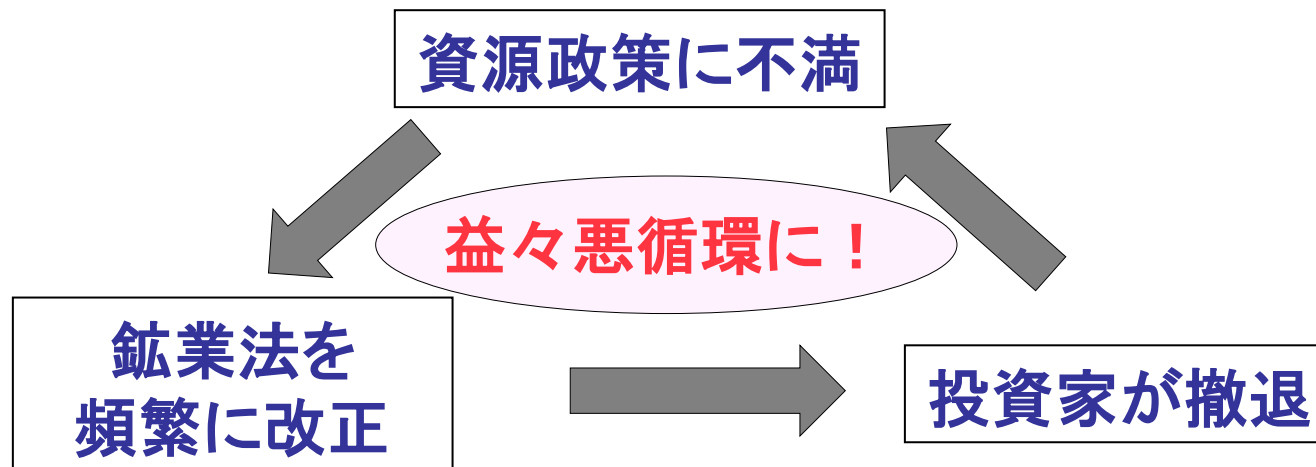


資源の呪い × アラブの春 = ?

アフリカにおける資源ポピュリズムの悪循環

- 有権者は現状に不満。これまでの資源政策にも不満。
- 与野党を問わず「鉱業法制を見直す」という選挙公約は大衆受け。
- 民主化が進めば進むほど制度が不安定となる。
- 投資が逃げて、益々資源の呪いにはまってしまう。

資源の呪い × アラブの春 = 資源ポピュリズムの悪循環！



アフリカ各国、「振り上げた拳」はどこへ？

【南アフリカ】

1. 鉱業法改正

○ 2012年12月、南アの鉱物・石油資源開発法（MPRDA）の改正法案がズマ内閣で承認。

○ 2014年4月、国会及び各州評議会で承認。

○ 主要な改正点は以下の通り。大臣権限が大幅に拡大。

- 鉱物資源の輸出に大臣承認が必要
- 販売される鉱石の価格を大臣が設定
- 鉱業権を保有する上場企業の株式譲渡には大臣承認が必要
- 大臣が閉山許可証を発行した後でも事業者は環境保全義務を有する



アフリカ各国、「振り上げた拳」はどこへ？

＜参考：南ア改正鉱業法10大問題点＞

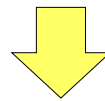
- ①先願主義条項の削除
- ②許認可スキームが大臣招聘スキームに変更
- ③鉱業権の移転には大臣同意が必要
- ④寡占の恐れがあれば許認可されない
- ⑤特定地域の社会経済的事象への注力を指示
- ⑥高付加価値化を再定義
- ⑦国内の安定供給が必要な鉱物資源を指定
- ⑧石炭を指定鉱物資源として宣言
- ⑨主産鉱物と随伴鉱物を概念整理
- ⑩閉山証書は無意味に

アフリカ各国、「振り上げた拳」はどこへ？

【南アフリカ】

1. 鉱業法改正(続き)

- 2014年5月、総選挙及び大統領選挙の結果、与党が勝利しズマ大統領は再選。シャバング鉱物資源大臣は交代となり、ラマスロディ新大臣が着任。
- ラマスロディ新大臣は、産業界への深刻な影響に県念を表明し、改正MPRDA法の施行を注保するよう大統領に要請。2014年11月現在、施行されたとの情報はない。



議会で承認後、半年経過しても未施行！

アフリカ各国、「振り上げた拳」はどこへ？

【南アフリカ】(続き)

2. 労働争議

- 2012年8月、Lonmin社マリカナ鉱山において、労働者が違法ストを実施。ここで警官隊と労組が衝突し双方で50名弱が死亡。「アフリカ3大虐殺の一つ」と報道。
- 2013年に入っても、Amplats社、Northam Platinum社等の白金鉱山でストが発生。特にLonmin社マリカナ鉱山では労働組合の幹部が射殺されている。

<参考：暴動の背景>

- 暴動の背景には、アパルトヘイト撤廃後、何ら裕福にならない黒人と極端に裕福になった黒人との格差あり。そして、政権交代後も格差が改善しないことへの不満あり。
- 特に白金鉱山は、石炭・金と異なり、業界としての労使交渉ではなく個別交渉という構造的特徴。
- 労働者側にとっては、地下千mにある1mの薄層を人力で掘削しなければならない過酷労働であるため、不満が先鋭化。
- 企業側にとっては、2～3倍の賃上げ要求は非常識。しかし、2～3倍要求を飲んだとしても国際水準から見れば非常識。

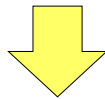
アフリカ各国、「振り上げた拳」はどこへ？

【南アフリカ】(続き)

2. 労働争議(続き)

○2014年1月、南ア鉱山労働者建設組合連合(AMCU)は、白金大手3社の白金鉱山における合法ストを開始。

○最低賃金を月額5500ランドから、2倍強の月額12500ランドまで引き上げることを要請。



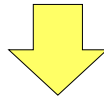
ストは長期化し5ヶ月継続！

アフリカ各国、「振り上げた拳」はどこへ？

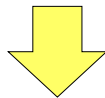
【南アフリカ】(続き)

2. 労働争議(続き)

○2014年6月、AMCUリーダーと白金大手3社は、最低賃金を月額6500ランドに引き上げることで合意。今回のストによる損失額は、生産者側約20億米ドル、労働者側約約9億米ドルとの発表。



白金各社は経営立て直しに向け
Rustenburg 鉱山等の売却へ



結果的に雇用環境は悪化



出典：南ア白金鉱山ストの労使合意より

○2014年7月、ラマポーザ副大統領は、ストライキに際して労働組合員による投票を前置する労働法改正に言及。

○また2014年11月、ラマポーザ副大統領は、2015年2月のMining Indabaで「最低賃金ロードマップ」を発表すると発言。

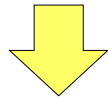
アフリカ各国、「振り上げた拳」はどこへ？

【南アフリカ】(続き)

3. プラチナ版OPEC構想

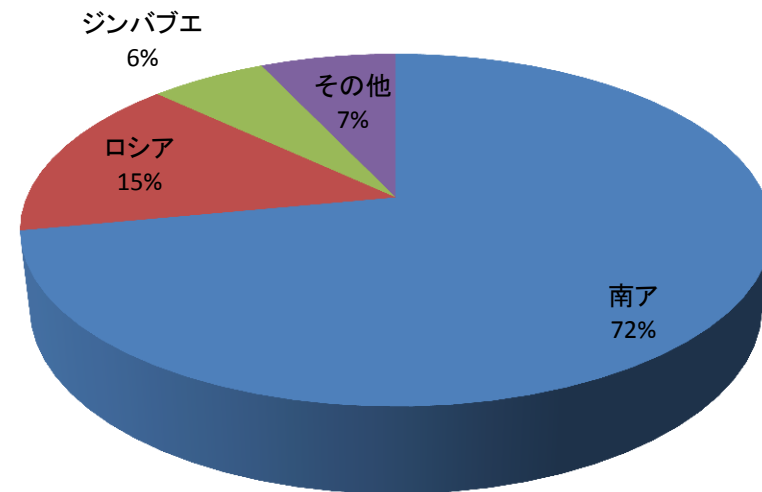
○2013年5月、BRICs会合において、南アとロシアは「プラチナ版OPEC」を構想していると発言。

○2014年、ロシアと南アが11月に白金価格維持のための会合を行うとの報道。ロシア中央銀行、ノルルスクも参加する可能性あり。



**市場占有率は抜群
本家OPEC以上の影響力か？**

白金の上位産出国



アフリカ各国、「振り上げた拳」はどこへ？

【ジンバブエ】

- 2014年9月、ロシア企業が白金鉱山開発の契約を締結。
- 2014年10月、米政府より横槍が入った可能性。
- すなわちジンバブエ側の発表によれば、米政府より「ロシアと関わりのある企業との連携を避けて対口制裁を支援することを期待する」との公文書が接到。ただし米政府は否定。

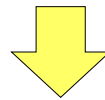


アフリカ各国、「振り上げた拳」はどこへ？

【モザンビーク】

1. 大統領選挙及び総選挙

- 2014年10月、モザンビークの大統領選挙及び総選挙が実施。
- しかし選挙結果は未だ公表されていない。アフリカ連合(AU)や南部アフリカ開発共同体(SADC)は、選挙は公正に行われたとしている。
- 選挙前は、与党フレリモがかりうじて過半を得ると予測。ただし「資源開発による成長が国民に裨益せず、大統領や与党有力者だけが恩恵を受けている」との国民の不満。圧勝の勢いはなかった。



野党第二党レナモがキャスティングボートを握ったか？

アフリカ各国、「振り上げた拳」はどこへ？

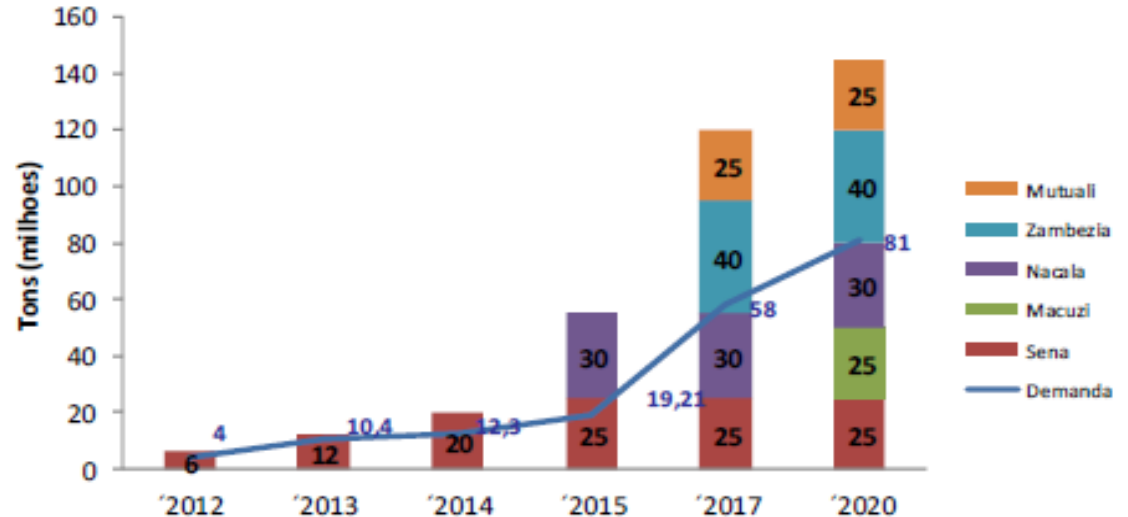
【モザンビーク】(続き)

2. 鉱業法改正

○現在、鉱業法改正を検討中。改正点は、採掘許可の有効期限を10年から7年に短縮、国産化義務付け、株式譲渡の規制・税制の整備など。

○しかし、石炭、天然ガス等の大規模プロジェクトの開始に改正内容が追いつかず。政府部内も経験不足。2012年8月に上程される見込みだったが、スケジュールは不透明。

Railways Capacity vs. Demand



出典：2013年モザンビーク投資サミットより

3. インフラ整備

○2011年の「官民パートナーシップ法」に基づき整備。

○ナカラ鉄道の開通など、2020年までに約150百万t/年まで容量拡大との説明。

○ただし、相応の需要があるか不透明であり、資金難も予想される。

アフリカ各国、「振り上げた拳」はどこへ？

【DRコンゴ】

1. 鉱業法改正

○2011年末のカビラ大統領再選後、鉱業税の引上げ及び政府最低権益比率の拡大を目的とした鉱業法改正を検討中。

○2014年に入っても、Ponyo首相が鉱業税を引き上げる意向を明らかにしている。



2. 銅精鉱等の輸出禁止措置

○2013年、国内での付加価値化を促進するため、銅精鉱等の輸出禁止措置を発表。ただし猶予期間を延長。2014年1月、さらに一年間の再延長。

○2013年、コバルト精鉱に係る輸出税を60ドル/tから100ドル/tに引き上げ。

アフリカ各国、「振り上げた拳」はどこへ？

【DRコンゴ】(続き)

3. 紛争鉱物規制

○DRコンゴは、2013年7月、武装勢力が紛争鉱物から利益を得ることを止めるため新たな鉱物承認プログラムを開始。

○DRコンゴの州政府等は、公式会合の場で事態は悪化している、とのコメント。(再掲)

- ー DF法に期待していたが、武装勢力による実行支配は何ら変わっていない。
- ー むしろ、まじめな登録業者が“DRコンゴ産”というだけでどんどん職を失っている。
- ー 職を失った民衆は、より一層危険な仕事に流れている。
- ー 「コンフリクト・フリー」ではなく「コンゴ・フリー」になってしまった。

4. 採取産業透明性イニシアティブ(EITI)

○2014年7月、EITI順守国に認定。

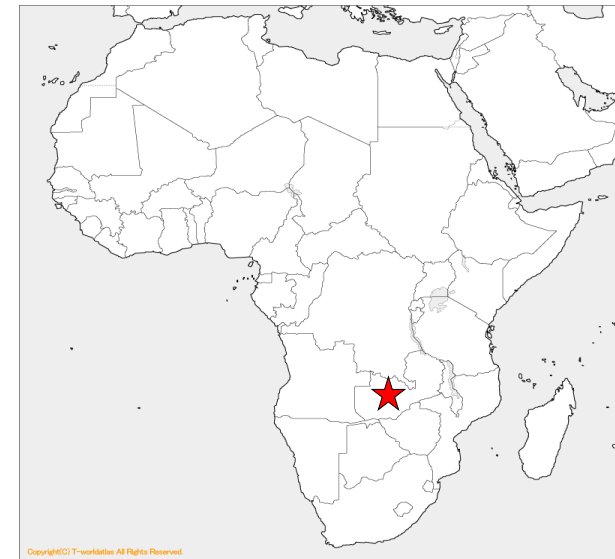
○2014年7月、カビラ大統領は、それまで契約や経営の透明性について警告を受けてきた国営鉱山公社GecaminesのCEOを解任。

アフリカ各国、「振り上げた拳」はどこへ？

【ザンビア】

1. 透明性への取り組み

- 2011年に就任したサタ大統領は、鉱山会社等輸出企業の取引や資金の透明性向上に向けた取り組みを行っている。
- 2012年2月、政府は鉱物資源輸出に係る新指針を策定。輸出時の品位や数量のチェックを厳格化。
- 2012年6月、歳入増加に向け、販売する鉱石の重量、品位等に関する情報を政府へ提出することを義務化。



アフリカ各国、「振り上げた拳」はどこへ？

【ザンビア】(続き)

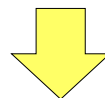
2. ロイヤルティの引き上げ

○2014年10月、チクワンダ財務大臣は、ロイヤルティの大幅値上げを発表。

※ 現行6%のロイヤルティについて、2015年より、坑内掘り鉱山については8%、露天掘り鉱山については20%に値上げ。

○外資企業は阻止に向けて猛烈にロビーイングを開始。また国内鉱業界は懸念を表明。

○直後の10月28日、サタ大統領死去。補欠選挙に突入。



**大統領死去とロイヤルティ値上げには因果関係
与党の選挙資金集めとの見方**

アフリカ各国、「振り上げた拳」はどこへ？

【ナミビア】

1. 新規ライセンス付与の国営公社への限定

○2011年4月、政府は戦略的鉱物(※)の探鉱及び採掘ライセンスを国営公社のみに付与すると閣議決定。

(※)ウラン、金、銅、ダイヤモンド及びレアアース等を含む。



【ナミビア】(続き)

2. 鉱業憲章制定の動き

- 2010年、政府は、鉱物資産の黒人所有の拡大に向けて鉱業憲章(骨子)をパブリックコメントに付した。
- ただし現時点では、鉱業憲章が最終的に策定されたとの情報は未確認。

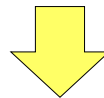
3. 鉱石輸出関税及び超過利潤税の導入検討

- 2011年8月、政府は、鉱石の付加価値化を促すため、最大2%の鉱石輸出関税及び超過利潤税の導入を可能にする税制改正案を承認。
- ただし現時点では、最終的な決定が下されたとの情報は未確認。

アフリカ各国、「振り上げた拳」はどこへ？

- 資源ナショナリズムによる鉱業法等改正の動向は、現時点で「検討中」「猶予中」「施行済み」に分類。
- このうち「検討中」「猶予中」の制度については、コモディティ価格が下落を続ける間は制定・施行は困難との見方。

「振り上げた拳」は宙ぶらりん



資源収入は増大せず、投資家が逃げるだけ！

ビジネスチャンスは拡大、タイミング次第

○南部アフリカの鉱業の投資好感度は、全体としては改善傾向。

○世界全体から見ても、中堅レベルに近づいているのではないか。

6か国の投資好感度イメージ

第1位	ボツワナ	→
第2位	ナミビア	↗
第3位	南ア	↘
第4位	ザンビア	↗
第5位	ジンバブエ	→
第6位	DRコンゴ	↗

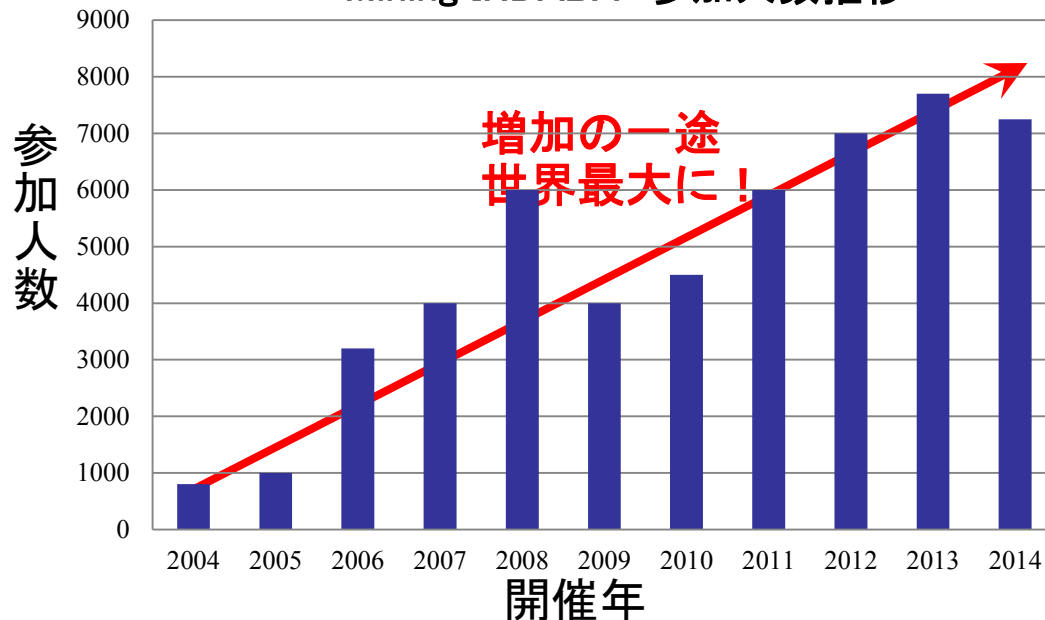
出典：講演者のイメージです

ビジネスチャンスは拡大、タイミング次第

○マイニング・インダバはアフリカ投資のゲートウェイ

- 「インダバ」は、アフリカ先住民のズールー語で「重要な問題を議論する会議」という意味。
- 世界最大級の鉱業カンファレンスで2014年で20回を数える。
- メジャー企業、ジュニア探鉱企業、政府関係者等が集結。
- 2014年は、6大陸約100か国から7千名超が参加。
- JOGMECは2004年から11年連続参加、7年連続ブース設営。

Mining INDABA 参加人数推移



Japanブース

ビジネスチャンスは拡大、タイミング次第

○All Japanで参画中

- ー2014年、日本政府からは、磯崎経済産業大臣政務官が参加。数々のバイ会談、講演等を実施。
- ー次回インダバは2015年2月、ケープタウンにて開催。



会場の様子



磯崎大臣政務官講演

ビジネスチャンスは拡大、タイミング次第

○2013年5月、経済産業省が第一回「日アフリカ資源大臣会合」を開催。

日 程:2013年5月18日

場 所:日本国 東京

共同議長:日本国・茂木経済産業大臣、南ア・シャバング鉱物資源大臣

参加国:11か国の資源担当大臣を含む15か国の代表団を招へい。

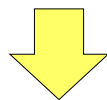


成果1 「日本とアフリカのwin-winな関係構築に向けた資源開発における4つの基本方針」が示された。

成果2 「日アフリカ資源開発促進イニシアティブ」が発表された。

1) 今後5年間でJOGMECを通じた20億ドルのリスクマネー供給

2) 今後5年間で1000人規模の人材育成



今後は2年に1度のペースで開催することに決定
次回は2015年5月開催！

おわりに: ロンドン事務所には是非お立ち寄りください



67

ご清聴ありがとうございました

【問合せ先】

JOGMECロンドン事務所

森田 健太郎

email: morita@jogmec.org.uk

おことわり: 本資料の内容は、必ずしも独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構としての見解を示すものではありません。正確な情報をお届けするよう最大限の努力を行ってはおりますが、本資料の内容に誤りのある可能性もあります。本資料に基づきとられた行動の帰結につき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び資料作成者は何らの責めを負いかねます。なお、本資料の図表類等を引用等する場合には、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構資料からの引用であることを明示していただきますようお願い申し上げます。